

令和3年1月20日

野木町農業委員会第7回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第7回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年1月20日（水）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 第2会議室
3. 出席委員 9名
 会長 9番 黒 須 市 郎
 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 委 員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・猪瀬次長兼庶務農地係長・手島主任
5. 付議案件
 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第2号 非農地証明願について
 議案第3号 農用地利用集積計画の策定について
 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「 議 事 」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号5番 針谷盛也委員、6番 須田啓一委員
を指名した。書記には、手島主任を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第5条の規定による許可申
請について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第1号について説明。
若 林 1筆 362㎡
譲渡人 A 氏
譲受人 B 氏
権利の設定 使用貸借権設定
事由の概要 一般住宅敷地
- 議 長 若林地区担当調査員の報告を求めた。
- 1 番 委 員 1月13日午前10時から、6番委員、地元の9番委員、地元推進委員
で、立会人はA氏、A氏の長男のB氏、代理人の立会いのもと現地調査
を行った。申請人は共に農家ではなく、相続により取得した農地である。
現地は雑草等も生えておらず家庭菜園の跡が見える、農地と言える状況
であった。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。
- 9 番 委 員 1番委員の調査報告のとおりであり、なんら問題は無いと思われる。
- 議 長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑が無いため、議案第1号について許可することに賛成の委員の挙手
を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号(1件目)について説明
川田 2筆 28.12㎡ 登記簿 畑・現況 宅地
願出人 C氏
事由の概要 昭和55年に行われた土地改良エリアの隣接地であり、願
出人は当該土地が農地ではないと思っていたことから、農
家住宅敷地の一部として長期間使用している。

議長 担当調査員の報告を求めた。

3番委員 1月13日午前11時から5番委員、地元の9番委員、地元推進委員で、
願出人の代理人の立ち合いの下、現地調査を行った。事務局の説明のと
おり、願出人A氏が申請後亡くなったため、相続人代表のA氏の息子よ
り継続審議の申出があった。また、当該土地は11月20日の第5回総
会において野木農業振興地域整備計画の変更の申請が承認された案件
である。
申請地は植え込みや、住宅への進入路、昔から祭っていた塚として使用
されていた土地であった。見たところ、まぎれもない非農地であると確
認した。
今回の申請は申請地の北側に住宅を建てるにあたり、判明し、是正が必
要なために申請となった。

議長 質疑はないか諮った。

7番委員 申請地の南側の砂利道は町道か。

3番委員 町道である。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

9番委員 調査員の調査の通りである。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第3号1件目について許可することに賛成の委員
の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号非農地証明願(2件目)について、事務局の説明を
求めた。

事務局 議案第2号(2件目)について説明

野 木 1筆 89㎡ 登記簿 畑・現況 宅地
願出人 D 氏
事由の概要 昭和50年5月31日から現在まで、住宅敷地として隣接
地と一体で利用している。

議 長 担当調査員の報告を求めた。

2番委員 1月12日午前10時から4番委員、地元の7番委員、地元推進委員で、
代理人の立ち合いの下現地調査を行った。申請地の現況は宅地となっ
ており、代理人によれば、事務局の説明のとおり昭和50年から宅地とし
て利用している。申請地に建っている家は願い出人の父親が建てた。今
回申請地が農地であることが判明し、本申請となった。
近隣の方の証明もあり、非農地として問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。

5番委員 農地の上に何故住宅が建っているのか。

事務局 40年以上前の案件でもあり、願出人も相続人のため何故かは不明。経
緯としては、家を建てる相談があり、調べたところ、農地の上に家があ
ることが判明し、是正指導したものである。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の説明のとおりであり、問題ないと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第2号2件目について許可することに賛成の委員
の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第3号農用地利用集積計画の策定について、事務局の報告を
求めた。

事 務 局 議案第3号について説明。

(1件目)

新規 中 谷 2筆 217㎡ 現況 田

設定する者 E 氏

設定を受ける者 F 氏

期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日

利用権の種類 使用貸借権

(2件目)

新規 中 谷 3筆 1, 711 m² 現況 田
設定する者 E 氏
設定を受ける者 G 氏
期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日
利用権の種類 使用貸借権

(3件目)

新規 野 木 3筆 1, 995 m² 現況 田
中 谷 6筆 5, 115 m² 現況 田
設定する者 H 氏
設定を受ける者 F 氏
期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日
利用権の種類 使用貸借権

(4件目)

新規 中 谷 4筆 5, 747 m² 現況 田
設定する者 H 氏
設定を受ける者 G 氏
期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日
利用権の種類 使用貸借権

(5件目)

新規 中 谷 7筆 6, 238 m² 現況 田
設定する者 H 氏
設定を受ける者 I 氏
期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日
利用権の種類 使用貸借権

(6件目)

新規 中 谷 3筆 3, 534 m² 現況 田
設定する者 H 氏
設定を受ける者 J 氏
期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日
利用権の種類 使用貸借権

(7件目)

新規 中 谷 1筆 1,055㎡ 現況 田
設定する者 K氏
設定を受ける者 G氏
期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日
利用権の種類 使用貸借権

(8件目)

更新 友 沼 1筆 2,233㎡ 現況 田
設定する者 L氏
設定を受ける者 M氏
期間 令和3年2月1日から令和7年10月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり8,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

(9件目)

新規 中 谷 3筆 2,941㎡ 現況 田
設定する者 N氏
設定を受ける者 O氏
期間 令和3年2月1日から令和9年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 全面積で15,000円
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

議 長

質疑がないか諮った。(質疑なし)

質疑が無いため、議案第3号について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め、全て承認することを告げた。

次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について事務局の報告を求めた。

事 務 局

報告第1号について説明。

野 木 3筆 1,917㎡ 登記簿・現況ともに 畑
野 渡 2筆 3,050㎡ 登記簿 畑・現況 田
中 谷 1筆 656㎡ 登記簿・現況ともに 畑
計 6筆 5,623㎡
権利を取得した者 P氏

権利取得日 令和2年10月21日

取得した権利 相続による所有権

議長 この案件は調査不要であることを告げ、次に、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第2号について説明。
南赤塚 1筆 343㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 Q氏
譲受人 R氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 売買による所有権移転

議長 この案件は調査不要のため報告のみと告げた。次に、報告第3号農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第3号について説明。
届出人 S氏
変更前の経営責任者 T氏
変更後の経営責任者 S氏
変更理由 死亡のため

議長 この案件は調査不要であることを告げた。議案第1号から第3号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局の説明を求めた。

事務局 ①耕作放棄地の非農地判断について

議長 他に何かあるか諮った。(別になしの声あり)
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時30分)